

広島市における障害者差別解消法の施行に向けた取組について

1 趣旨

平成25年6月に制定された障害者差別解消法の本格施行(平成28年4月1日)に向けて、法及び国の基本方針等に基づき、市民啓発、職員対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置などに取り組む。

2 取組の概要

(1) 庁内連絡会議

全庁的に、障害者差別の解消を推進する必要があるため、庁内関係課長等で構成する連絡会議を設置(平成27年6月設置)し、国の動向や各局・区等の取組等について情報の共有を図る。

(2) 市民・事業者向けの周知・啓発の実施

国、県、障害者団体等と連携し、障害者や法の趣旨に対する市民の理解が深まり、障害者との建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、多様な方法により周知・啓発に取り組む。

(3) 職員対応要領の作成

障害を理由とする差別の禁止に関して、本市職員が適切に対応することができるよう、「不当な差別的取扱い」の具体例や「合理的配慮」の好事例等を示した職員対応要領を作成する。

作成に当たっては、庁内各部局や障害者施策推進協議会、障害者団体等から、差別の事例や意見・要望等を広く聴取する。

(4) 相談窓口の設置

障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に対して的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図るため、法の施行に合わせた相談窓口の設置に向けて準備を行う。

(5) 職員研修の実施

職員の障害に関する理解の促進を図り、職員が障害者に対して適切に対応するため、各種研修等を実施する。

(6) 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営

障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を設置・運営する。

3 スケジュール

平成28年4月1日の法施行に円滑に対応するため、市民・事業者向けの周知・啓発に力を入れるとともに、継続的に職員研修を実施し、今年度中に、職員対応要領の作成及び障害者差別解消支援地域協議会の設置を進める。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内連絡会議の設置				● 第1回(7/6)				● 第2回	庁内連絡会議での検討等			● 第3回
市民・事業者向けの周知・啓発の実施									・マスコミ・事業者等への協力要請、情報提供 ・広報誌・広報番組を通じた広報 ・ポスターの配布など			
職員対応要領の作成			← 国、他自治体等からの情報収集 →		← 合理的配慮等の具体例の庁内照会、事例収集 →		● 第1回(10/1)	← 障害者施策推進協議会からの意見聴取 →		● 第2回		● 庁内説明会の実施
								← 障害者団体等からの意見聴取 →				● 作成
								← 案の作成 →				
相談窓口の設置				← 設置先等の検討 →			● 予算要求				平成28年4月設置予定	
								← 設置の準備 →				
職員研修の実施	● 新規採用職員研修			● 市スポーツ協会職員研修			● 接遇研修	● 人権研修	● 市文化財団職員研修			● 市職員向けの研修
障害者差別解消支援地域協議会の設置				← 国、他自治体からの情報収集 →				← 障害者施策推進協議会からの意見聴取 →				● 設置
								← 協議会機能の検討 →				
								← 構成員の検討・協力要請 →				